

旧	新（改正）
<p>日本小児外科学会専門医制度規則</p> <p>施行 2002. 1. 1</p> <p>改正 2003. 5. 27</p> <p>改正 2012. 5. 13</p> <p>第6条（守秘）</p> <p>申請書および年次報告書の内容については、学術資料としてのみ公開することができるものとする。</p>	<p>日本小児外科学会専門医制度規則</p> <p>施行 2002. 1. 1</p> <p>改正 2003. 5. 27</p> <p>改正 2012. 5. 15</p> <p><u>改正 2013. 5. 31</u></p> <p>第6条（守秘）</p> <p><u>申請</u>および<u>年次報告</u>の内容については、学術資料としてのみ公開することができるものとする。</p>
<p>日本小児外科学会専門医制度施行細則</p> <p>施行 2002. 1. 1</p> <p>改正 2006. 6. 6</p> <p>改正 2007. 5. 30</p> <p>改正 2009. 5. 31</p> <p>改正 2010. 6. 18</p> <p>改正 2012. 5. 13</p>	<p>日本小児外科学会専門医制度施行細則</p> <p>施行 2002. 1. 1</p> <p>改正 2006. 6. 6</p> <p>改正 2007. 5. 30</p> <p>改正 2009. 5. 31</p> <p>改正 2010. 6. 18</p> <p>改正 2012. 5. 13</p> <p><u>改正 2013. 5. 29</u></p>
<p>第2章 小児外科専門医</p> <p>第15条（取消）</p> <p>次に掲げる各項に該当するときは、専門医の認定を取消すものとする。</p> <p>3. 申請書に虚偽の認められたとき。</p>	<p>第2章 小児外科専門医</p> <p>第15条（取消）</p> <p>次に掲げる各項に該当するときは、専門医の認定を取消すものとする。</p> <p>3. <u>申請</u>に虚偽の認められたとき。</p>
<p>第4章 認定施設</p> <p>第24条（取消）</p> <p>次に掲げる各項に該当するときは、期限内であっても認定施設の認定を取り消すものとする。</p> <p>1. 認定を辞退するとき。</p> <p>2. 認定施設として不適当と認められたとき。</p> <p>3. 指導医が引き続き6カ月以上不在のとき。</p> <p>4. 年次報告書が、期限後6カ月以内に提出されないとき。</p>	<p>第4章 認定施設</p> <p>第24条（取消）</p> <p>次に掲げる各項に該当するときは、期限内であっても認定施設の認定を取り消すものとする。</p> <p>1. 認定を辞退するとき。</p> <p>2. 認定施設として不適当と認められたとき。</p> <p>3. 指導医が引き続き6カ月以上不在のとき。</p> <p>4. <u>年次報告</u>が、期限後6カ月以内に提出されないとき。</p>

<p>5. 年次報告書または施設認定申請書に虚偽の認められたとき。</p> <p>第25条（復活・再申請・更新） 前条第3項によって失った認定は、審査の上復活を認める。認定の期限は残りの期間とする。</p> <p>2. 前条第4項によって失った認定は、審査の上その年度の10月1日まで遡って復活することができる。</p> <p>第7章 疑義・守秘・公示 第36条（守秘） 本学会は申請書および報告書の内容について、その秘密を守る義務を負うものとする。</p> <p>2. 提出された申請書、報告書およびその複写は学会がこれらを保管するものとする。</p> <p>3. 書類の複写は、審査の目的に限るものとし、複写はその年度の一連番号を付し、使用後は回収しなければならない。</p> <p>4. 関係者は、職務上知り得たこれらの書類の内容を他に洩らしてはならない。</p> <p>第37条 申請書および報告書の内容の公開は、統計の形式に限るものとし、本学会の機関誌に掲載するものとする。</p> <p>第8章 事務手続 第39条（年次報告書） 認定施設は、年次報告書を、毎年3月31日までに理事長に提出しなければならない。</p> <p>第40条（認定の期日） 期限内に申請のあったものはいずれもその年の10月1日に認定を行う。</p>	<p>5. <u>年次報告</u>または<u>施設認定申請</u>に虚偽の認められたとき。</p> <p>第25条（復活・再申請・更新） 前条第3項によって失った認定は、審査の上復活を認める。認定の期限は残りの期間とする。</p> <p>2. 前条第4項によって失った認定は、審査の上その<u>年度の7月1日まで6か月間</u>遡って復活することができる。</p> <p>第7章 疑義・守秘・公示 第36条（守秘） 本学会は<u>申請</u>および<u>報告</u>の内容について、その秘密を守る義務を負うものとする。</p> <p>2. 提出された<u>申請</u>、<u>報告</u>およびその<u>データ</u>は学会がこれらを保管するものとする。</p> <p>3. <u>データファイルの複製</u>は、審査の目的に限るものとし、複写はその年度の一連番号を付し、使用後は回収しなければならない。</p> <p>4. 関係者は、職務上知り得たこれらの<u>申請および報告</u>の内容を他に洩らしてはならない。</p> <p>第37条 <u>申請および報告</u>の内容の公開は、統計の形式に限るものとし、本学会の機関誌に掲載するものとする。</p> <p>第8章 事務手続 第39条（<u>年次報告</u>） 認定施設は、<u>年次報告</u>を、毎年3月31日までに理事長に提出しなければならない。</p> <p>第40条（認定の期日） 期限内に申請のあったものはいずれもその<u>年内</u>に認定を行う。</p>
---	--

<p>2. 新しく認定された施設の認定資格は4月1日より有効とする.</p> <p>第41条 (申請の期限)</p> <p>認定を希望するものは、何れも3月31日までに指定した様式の申請書一部を理事長に提出するものとする. 受験の申込も同様とする.</p> <p>2. 認定の更新を希望する施設は、認定の期限の終了する年の3月31日までに申請するものとする.</p> <p>日本小児外科学会専門医制度付則</p> <p>施行 2002. 1. 1 改正 2007. 5. 30 改正 2008. 5. 27 改正 2010. 6. 18 改正 2012. 5. 13</p> <p>第1章 申請に必要な臨床実績</p> <p>第3条 (研修医の定義)</p> <p>専門医を志すもので、年次報告書に氏名、その他の必要事項が記載登録された常勤の医師を研修医とする.</p> <p>暫定措置に関する規定</p> <p>施行 2002. 1. 1 改正 2012. 5. 13</p> <p>付 則 本特別規定は 2019 年 3 月 31 日をもって廃止する.</p>	<p>2. 新しく認定された施設の認定資格は<u>その年の1月1日</u>より有効とする. <u>ただし、本規定は2014年1月1日以降に申請を行うものから適用する.</u></p> <p>第41条 (申請の期限)</p> <p>認定を希望するものは<u>別に定める期日</u>までに指定した<u>様式にて</u>理事長に提出するものとする. 受験の申込も同様とする.</p> <p>2. 認定の更新を希望する施設は、<u>別に定める期日</u>までに申請するものとする.</p> <p>日本小児外科学会専門医制度付則</p> <p>施行 2002. 1. 1 改正 2007. 5. 30 改正 2008. 5. 27 改正 2010. 6. 18 改正 2012. 5. 13 <u>改正 2013. 5. 29</u></p> <p>第1章 申請に必要な臨床実績</p> <p>第3条 (研修医の定義)</p> <p>専門医を志すもので、<u>年次報告</u>に氏名、その他の必要事項が記載登録された常勤の医師を研修医とする.</p> <p>暫定措置に関する規定</p> <p>施行 2002. 1. 1 改正 2012. 5. 13 <u>改正 2013. 5. 29</u></p> <p>付 則 本特別規定は 2019 年 3 月 31 日をもって廃止する.</p> <p><u>2. 本特別規定による暫定指導医の申請受付は2014年をもって終了する.</u></p>
--	--

<p>特定施設に関する規定</p> <p>施行 2002. 1. 1 改正 2010. 6. 18</p> <p>第2条 (適用期間)</p> <p>特定施設の適用期間は次のとおりとする。</p> <p>1. 開始日は開設または運用の開始日とする。</p> <p>2. 終了日は開設または運用の開始日より5年後の3月31日とする。ただし、運用の開始が10月1日以後のときは6年後の3月31日とする。</p> <p>第4条 (年次報告書)</p> <p>特定施設は、年次報告書を毎年3月31日までに理事長に提出しなければならない。</p> <p>第5条 (研修歴の評価)</p> <p>特定施設が、適用の期間内に、認定施設の認定申請書を提出し、認定を受けたときは、既提出の年次報告書を小児外科専門医の研修歴の評価に用いるものとする。</p> <p>第7条 (申請書)</p> <p>特定施設の認定を希望する施設は、開設または運用開始の期日を表紙に記入した施設認定申請書1通を理事長に提出するものとする。</p> <p>専門医、認定登録医および指導医資格の更新規定</p> <p>施行 2002. 1. 1 改正 2010. 6. 18 改正 2012. 5. 13</p>	<p>特定施設に関する規定</p> <p>施行 2002. 1. 1 改正 2010. 6. 18 改正 2013. 5. 29</p> <p>第2条 (適用期間)</p> <p>特定施設の適用期間は次のとおりとする。</p> <p>1. 開始日は開設または運用の開始日とする。</p> <p>2. 終了日は開設または運用の開始日より5年後の<u>12月31日</u>とする。ただし、運用の開始が<u>6月1日</u>以後のときは6年後の<u>12月31日</u>とする。<u>ただし、本規定は2014年1月1日以降に申請を行うものから適応とする。</u></p> <p>第4条 (年次報告)</p> <p>特定施設は、年次報告を毎年3月31日までに理事長に提出しなければならない。</p> <p>第5条 (研修歴の評価)</p> <p>特定施設が、適用の期間内に、認定施設の認定申請を提出し、認定を受けたときは、既提出の年次報告を小児外科専門医の研修歴の評価に用いるものとする。</p> <p>第7条 (申請)</p> <p>特定施設の認定を希望する施設は、開設または運用開始の期日を指定した様式に記入し施設認定申請を理事長に提出するものとする。</p> <p>専門医、認定登録医および指導医資格の更新規定</p> <p>施行 2002. 1. 1 改正 2010. 6. 18 改正 2012. 5. 13 改正 2013. 5. 29</p>
---	---

<p>第3条（申請）</p> <p>資格の更新を希望するものは、認定の期限の終了する年の3月31日までに、別に定める様式の申請書を提出するものとする。ただし、提出の遅延が止むを得ない場合はこの限りではない。</p> <p>第9条（施行および移行措置）</p> <p>本規定は2002年1月1日より施行する。</p> <p>2. 本規定の施行の日に日本小児外科学会認定医制度による指導医または認定医の資格を持つものには移行措置を適用する。移行措置は認定委員会の議を経て理事会が定める。</p> <p>3. 本規定の第4条第3項、第4項は2012年以降に更新を行うものから適用する。ただし移行措置として2012年、2013年の更新は2014年に延期し、その間の専門医資格は延長されるものとする。</p> <p>4. 本規定の第6条第3項、第4項は2012年以降に更新を行うものから適応とする。ただし、移行措置として2012、2013年の更新は2014年に延期し、その間の指導医資格は延長されるものとする。</p> <p>資格更新に必要な履修歴および移行措置</p> <p>施行 2002. 1. 1</p> <p>改正 2007. 5. 30</p> <p>改正 2010. 6. 18</p> <p>改正 2012. 5. 13</p> <p>第1条（学術集会への参加）</p> <p>表1, 1) 2) に示す学術集会に、最近の5年間（3</p>	<p>第3条（申請）</p> <p>資格の更新を希望するものは、<u>別に定める期日</u>までに、<u>指定した様式にて申請を</u>提出するものとする。ただし、提出の遅延が止むを得ない場合はこの限りではない。</p> <p>第9条（施行および移行措置）</p> <p>本規定は2002年1月1日より施行する。</p> <p>2. 本規定の第4条は2012年以降に更新を行うものから適用する。ただし移行措置として2012年、2013年の更新は、<u>2014年12月31日まで</u>延長されるものとする。<u>また、2014年から2018年までの更新は認定期限日から9か月間(12月31日まで)延長されるものとする。なお、本規定の第4条に定める更新要件は延長期間を含む認定期間内に充足していることを要する。</u></p> <p>3. 本規定の第6条は2012年以降に更新を行うものから適応とする。ただし、移行措置として2012年、2013年の更新は<u>2014年12月31日まで</u>延長されるものとする。<u>また、2014年から2018年までの更新は認定期限日から9か月間(12月31日まで)延長されるものとする。なお、本規定の第6条に定める更新要件は延長期間を含む認定期間内に充足していることを要する。</u></p> <p>資格更新に必要な履修歴および移行措置</p> <p>施行 2002. 1. 1</p> <p>改正 2007. 5. 30</p> <p>改正 2010. 6. 18</p> <p>改正 2012. 5. 13</p> <p><u>改正 2013. 5. 29</u></p> <p>第1条（学術集会への参加）</p> <p>表1, 1) 2) に示す学術集会に、最近の5年間に</p>
---	--

月1日より起算)に5回以上参加していること。
 2. ただし、専門医の場合は○印を付したものに、指導医の場合は◎印を付したものに、少なくとも3回以上参加していなければならない。

表1 学術集会などの名称

-
- 1)
- ◎◎日本小児外科学会 (5単位)
 - ◎◎日本小児外科学会秋季シンポジウム (5単位)
 - *◎日本小児外科学会卒後教育セミナー (5単位)
 - △日本外科学会定期学術集会 (10単位)
 - 日本外科学会卒後教育セミナー (10単位)
 - 日本胸部外科学会 (5単位)
 - 日本消化器外科学会 (5単位)
 - 日本臨床外科学会 (5単位)
 - 日本心臓血管外科学会 (5単位)
 - 日本呼吸器外科学会 (5単位)
 - 日本血管外科学会 (5単位)
 - 日本内分泌外科学会 (5単位)
 - 日本乳癌学会 (5単位)
 - *日本医学会 (5単位)
 - 上記学会の生涯研修などの教育行事 (5単位)
- 2) 日本小児外科学会地方会
- 日本周産期・新生児医学会
 - 日本小児がん学会
 - 小児外科関連の学会・研究会・地方会
 - *上記学会が主催するセミナー
 - *日本医師会の生涯教育講座
-

注：指導医の場合は*印は講師としての参加のみを算入する。

5回以上参加していること。
 2. ただし、専門医および認定登録医の場合は○印を付したものに、指導医の場合は◎印を付したものに、少なくとも3回以上参加していなければならない。

表1 学術集会などの名称

-
- 1)
- ◎◎日本小児外科学会 (5単位)
 - ◎◎日本小児外科学会秋季シンポジウム (5単位)
 - *◎日本小児外科学会卒後教育セミナー (5単位)
 - △日本外科学会定期学術集会 (10単位)
 - 日本外科学会卒後教育セミナー (10単位)
 - 日本胸部外科学会 (5単位)
 - 日本消化器外科学会 (5単位)
 - 日本臨床外科学会 (5単位)
 - 日本心臓血管外科学会 (5単位)
 - 日本呼吸器外科学会 (5単位)
 - 日本血管外科学会 (5単位)
 - 日本内分泌外科学会 (5単位)
 - 日本乳癌学会 (5単位)
 - *日本医学会 (5単位)
 - 上記学会の生涯研修などの教育行事 (5単位)
- 2) 日本小児外科学会地方会
- 日本周産期・新生児医学会
 - 日本小児血液・がん学会**
 - 小児外科関連の学会・研究会・地方会
 - *上記学会が主催するセミナー
 - *日本医師会の生涯教育講座
-

注：指導医の場合は*印は講師としての参加のみを算入する。

	<p><u>認定資格の申請期限に関する規定</u> <u>施行 2013. 5. 29</u></p> <p><u>第1条（専門医、認定登録医、指導医の新規・更新申請）</u> <u>認定資格を新規申請する者は、いずれも8月31日までに申請するものとする。</u> <u>2. 認定資格を更新申請する者は、いずれも認定期限の終了する年の8月31日までに申請するものとする。</u></p> <p><u>第2条（施設認定の新規・更新申請）</u> <u>認定資格を新規申請する施設は3月31日までに申請するものとする。</u> <u>2. 認定資格を更新申請する施設は認定期限の終了する翌年の3月31日までに申請するものとする。</u></p> <p><u>第3条（専門医筆記試験の申込）</u> <u>専門医筆記試験の申込を希望する者は3月31日までに申請するものとする。</u></p> <p><u>第4条（改正）</u> <u>本規定は、当該委員会および理事会の議を経た後、評議員会にて決定する。</u></p> <p><u>第5条（適用期間）</u> <u>本規定は2014年以降に申請を行うものから適用する。</u></p>
--	--